

# 茨木市市民会館跡地エリア広場等活用推進支援業務委託仕様書

この仕様書は、茨木市市民会館跡地エリア広場等活用推進支援業務委託について、業務の内容及び受託者が遵守しなければならない仕様を示すものである。

## 1 件名

茨木市市民会館跡地エリア広場等活用推進支援業務委託

## 2 業務の目的

市民が主体となって公共空間を利活用していくためには、市民自身が使い方をイメージしながらルールや仕組みづくりを行うほか、多様な機能を持つ新施設において、各機能や市民を横串的に繋げるようなコーディネート機能も求められる。

また、これまで実施してきた社会実験に加え、活動人口の裾野を広げるような取組が求められるところである。

そのため、敷地A・Bの新施設と広場（以下、「新施設・広場」という。）における利用ルール作りをワークショップ等を通じて行うほか、社会実験を通じて新施設と広場の整備に合わせた活動の合流を促す取組みを行うものである。

## 3 委託する業務の内容

### ア 新施設・広場供用開始後の活用に向けての検討

新施設・広場の管理運営に反映するルール等について検討する。

なお、検討したルール案は条例案等を作成する際の参考とする。当該条例案については、令和3年中に内容の検討を完了する必要があることから、スケジュールに留意のうえ本業務を実施すること。

### イ 市民参加手法の検討

過年度の市の取組みによる既存のプレイヤーに加え、これまでにない新たな層の興味を引く魅力的なアプローチ等により、参加の裾野を広げるとともに、将来的な活動チームの形成につながるような取組を行う。

また、市民自身による市民活動のサポート、コーディネートを行う主体の育成を行う。

### ウ 市民活動のサポート・コーディネート機能の検討

市民活動をサポート、コーディネートする機能について、これまでの取組等を踏まえた検討を行う。

エ IBALAB@広場の社会実験等支援

広場を使った社会実験等の実施支援を行う。また、敷地C・Dの将来整備に関する市民意見聴取等を行う。

オ その他新施設・広場等の活用推進支援関連業務

以下の項目については、本市と協議のうえ、必要に応じて実施する。

- ・協議打合せ（月1回程度を想定）
- ・業務報告書作成
- ・受託者が提案する効果的な事項（独自提案）

※ただし、提案限度価格内で実行可能なもので、追加予算を必要としないものに限る。

4 成果品

本業務の成果品として、次のものを提出する。編集については、市担当者と十分協議することとし、紙媒体のほか電子データ（CD-Rに入力）でも納品すること。

- (1) 業務報告書 3部
- (2) 業務報告書を記録した電子媒体 一式

5 契約期間

本業務の契約期間は、令和3年5月27日から令和4年3月31日までとする。

6 委託料の支払い

本業務の委託料は、全額を業務終了後に支払う。

7 その他遵守事項

- (1) 成果品にかかる著作権は茨木市に帰属することとする。
- (2) 業務が完了し、または、契約期間が満了した後であっても、内部に不備・不完全な部分が発見された場合は、受託者の負担と責任で直ちに補正すること。
- (3) 本仕様書記載事項及び本業務遂行上疑義が生じたときは、速やかに市と協議し、本業務に支障のないよう努めなければならない。
- (4) 本仕様書は、本業務の概要を示すものであり、本仕様書に明記が無い事項については市と協議の上これを決定する。